一般社団法人大阪府医師会 会長 高 井 康 之 (公印省略)

特定疾患療養管理料(脂質異常症・高血圧・糖尿病)に代わる管理料の新設について

日本医師会より、標記について、以下のとおり連絡がありましたので、お知らせいたします。つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知の上、貴会会員に対する 周知方について、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

■「特定疾患療養管理料(脂質異常症・高血圧・糖尿病)に代わる管理料の新設について」 令和6年2月6日付 日医発第1993号(保険)

令和6年度診療報酬改定は、昨年12月20日に財務大臣と厚生労働大臣の折衝により、診療報酬+0.88%(薬価等▲1.00%)とされました。

その際、大臣合意文書には「生活習慣病を中心とした管理料、処方箋料等の再編等の 効率化・適正化として▲ 0.25%」と明記されました。

そのうえで、本年1月26日の中医協総会では、いわゆる短冊の議論が公開され、厚生労働省事務局から、生活習慣病(脂質異常症・高血圧・糖尿病)に係る医学管理料の見直しとして、特定疾患療養管理料に代わり、検査等を包括しない生活習慣病管理料(Ⅱ)が新設される方針が示されました。

これに関して、一部マスコミから、特定疾患療養管理料の対象疾患から、脂質異常症・高血圧・糖尿病を除外することのみ報道されたため、医療現場に不安の声が広がっておりましたので、2月1日に、日本医師会ホームページの日医 on-line の中に掲載される「日医君」だより No. 1117 に、「特定疾患療養管理料(高血圧・糖尿病・脂質異常症)に代わる管理料を新設」との題名で、解説を掲載いたしました。

これに加え、改めて、今回の見直しについて下記のように整理いたしました。

点数や具体的な要件等につきましては、中医協で答申が行われた以降に改めてお知らせいたします。

記

- (1) 従来の生活習慣病管理料は包括点数で、月1回以上の治療管理と、詳細な療養計画書(4か月に1回以上)の交付が求められる等の様々な要件があり、算定にあたってのハードルが高かったため、一部要件の見直しを行うとともに、今回、名称を生活習慣病管理料(I)と変更する。
- (2) 今回、特定疾患療養管理料の対象疾患から、脂質異常症、高血圧症、糖尿病が除 外されるが、その受け皿として、生活習慣病管理料(II)を新設する。

(3) 生活習慣病管理料(II) は出来高点数(外来管理加算等を含む点数を想定)で、 別途、検査、注射なども算定できる。

(※投薬については、令和4年度改定で生活習慣病管理料の包括対象外とされています。)

- (4) 生活習慣病管理料そのものの要件であった「月1回以上の治療管理」は廃止される。
- (5)療養計画書を簡素化するとともに、概ね4か月に1回以上の交付でよいことに緩和する。

担当事務局:大阪府医師会保険医療課 電話 06-6763-7001